

徳労発基0406第3号
令和8年4月6日

関係各位

徳島労働局長
(公印省略)

令和8年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について
(「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の策定)

日頃より、労働基準行政の推進につきまして、格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、平成29年から「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組むとともに、令和7年6月に施行された労働安全衛生規則の遵守により、熱中症の重篤化による死亡災害の防止も図ってきました。

また、近年、職場における熱中症による休業4日以上の死傷者数が増加傾向にあることから、熱中症予防対策のさらなる推進のため、本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところです。

令和8年におきましても、実施要綱に基づき、4月を準備期間、5月から9月までを取組期間とする「令和8年 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施いたします。

つきましては、貴団体におかれましても、本キャンペーンの趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対して周知を図っていただきますとともに、確実な取組が行われますよう特段の御配慮をお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

- 「令和8年 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱



- 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の概要



- 2025年(令和7年)職場における熱中症による死傷災害の発生状況
(令和7年12月末速報値)



【ポータルサイト】

- 「学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報」

